

基発 0810 第 2 号
平成 27 年 8 月 10 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令
の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 131 号）が本日公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されることとなったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、鋳物を製造する工程において砂型を造型する作業についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）別表第 1 及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号。以下「じん肺則」という。）別表に定める粉じん作業の範囲並びに粉じん則別表第 3 に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、粉じん則及びじん肺則について所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の内容

1 粉じん障害防止規則の一部改正について

- (1) 労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」を定める粉じん則別表第1について、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を新たに追加したこと。これにより、砂型を造型する場所における作業を行う場合には、粉じん則第5条に定める換気の実施、同則第23条第1項に定める休憩設備の設置等が必要となること。

なお、改正省令における「砂型を造型し」とは、砂型を作るために型に鋳物砂を込める作業の全てをいい、手込め作業及び半自動砂型造型機又は自動砂型造型機を用いる作業を含むこと。

- (2) 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業を定める粉じん則別表第3について、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する作業を新たに追加したこと。

これにより、砂型を造型する作業を行う場合には、粉じん則第27条第1項に定める呼吸用保護具の使用が必要となるものであること。

2 じん肺法施行規則の一部改正について

- (1) じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」を定めるじん肺則別表について、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を新たに追加したこと。

これにより、砂型を造型する場所における作業に従事する者についても、じん肺法（昭和35年法律第30号）に定めるじん肺健康診断や、じん肺則第37条第1項に定めるじん肺に関する健康管理の実施状況の報告等が必要となるものであること。

- (2) じん肺則様式第8号において、従前の鋳物を製造する工程において報告を要する作業（同様式中の別表のコード150）に、新たに鋳物を製造する工程において、砂型を造型する作業を追加したこと。

3 施行期日等

- (1) 施行期日

改正省令は、平成27年10月1日より施行するものであること。

- (2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に交付され、又は提出されている改正前のじん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告は、改正後のじん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなすとともに、改正省令の施行の際、現に存する改正前のじん肺法施行規則様

式第8号による申請書については、当分の間、必要な改定をした上で、使用することができることとしたこと。